

介護保険サービス等自主点検表(居宅介護支援) (令和7年5月21日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

主な根拠法令等

- ・介護支援基準 : 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)
- ・解釈通知 : 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(平成11年老企第22号)
- ・市条例 : 奈良市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例(平成30年奈良市条例第14号)
- ・市要項 : 奈良市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する要項
- ・報酬告示 : 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第20号)

- I 基本方針
- II 人員基準
- III 運営基準

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
I-1(*) 基本方針	指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものであるか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第1条の2第1項	
	指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものであるか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第1条の2第2項	
	指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第1条の2第3項	
	指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努めているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第1条の2第4項	
	指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第1条の2第5項	
	指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第1条の2第6項	
I-2 暴力団の排除	指定居宅介護支援の運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市条例第4条	
II-1* 従業者の員数	指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるものを置いているか。 ●【解釈通知第2-2(3)1】常勤の職員の配置にあたっては、当該事業所において定める(就業規則、雇用契約等)時間を基本とし、32時間を下回る場合は、32時間を基本とする。ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合は、30時間として取扱い可能。 また、常勤要件が設けられている職種において、当該従業者が育児・介護休業等を取得中の期間は、資格要件を満たした非常勤職員の常勤換算とすることが可能。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第2条第1項	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ・従業者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム) ・資格要件に合致していることがわかるもの(例:資格証の写し)

介護保険サービス等自主点検表(居宅介護支援) (令和7年5月21日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	<p>指定居宅介護支援事業所ごとに配置する介護支援専門員の員数は、利用者の数が44又はその端数を増すごとに1としているか。<令和6年度改正事項></p> <p>●【<u>解釈通知第2-2(1)</u>】常勤の介護支援専門員の配置は、利用者数(当該指定居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を受けて受け、又は地域包括支援センターから委託を受けて介護予防支援を行う場合は、当該介護予防支援の利用者数は3分の1人とする。)44人(当該事業所においてケアプランデータ連携システムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合は、49人)<令和6年度改正事項>又はその端数を増すごとに1人とする。ただし、当該増員に係る介護支援専門員については、非常勤とすることを妨げない。 なお、事務職員の配置については、常勤の者でなくても差し支えなく、また、当該事業所内の配置に限らず、同一法人内の配置でも認められる。<令和6年度改正事項></p>		□	□	介護支援基準第2条第2項	
II-2* 管理者	<p>指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置いているか。</p> <p>管理者は、主任介護支援専門員であるか。</p> <p>●【<u>指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令</u>】令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である事業所にあつては、当該管理者が管理者である限り、令和9年3月31日までは猶予される。</p>	管理職等の立場であっても、出勤簿やタイムカード等で勤務時間を記録しているか。	□	□	介護支援基準第3条第1項	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者の雇用形態がわかるもの ・管理者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ・管理者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード、勤怠管理システム)
	<p>管理者は、専らその職務に従事する者であるか。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合 ・管理者が(「同一敷地内にある」を削除。<令和6年度改正事項>)他の事業所の職務に従事する場合 <p>●【<u>解釈通知第2-2(2)</u>】事業所における事故発生時等の緊急時において、管理者自身が速やかに当該事業所又は利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられる。<令和6年度改正事項></p>		□	□	介護支援基準第3条第2項	
	<p>管理者は、専らその職務に従事する者であるか。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合 ・管理者が(「同一敷地内にある」を削除。<令和6年度改正事項>)他の事業所の職務に従事する場合 <p>●【<u>解釈通知第2-2(2)</u>】事業所における事故発生時等の緊急時において、管理者自身が速やかに当該事業所又は利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられる。<令和6年度改正事項></p>		□	□	介護支援基準第3条第3項	

介護保険サービス等自主点検表(居宅介護支援) (令和7年5月21日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅲ-1* 内容及び手続の 説明及び同意	<p>指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書(重要事項説明書)を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>●【市要項第2章-7】重要事項説明書には、次の項目を定めておくこと。 ・運営規程の概要 ・従業者の勤務体制 ・通常の事業の実施地域 ・利用料その他の費用の額 ・緊急時の対応 ・事故発生時の対応 ・苦情処理の体制及び窓口(事業所、奈良市、奈良県国民健康保険団体連合会の連絡先) ・守秘義務 ・居宅サービス計画の作成に当たって、利用者から介護支援専門員に対して、複数の指定居宅サービス事業所等の紹介を求めることができる旨</p> <p>●【介護支援基準第4条第5項】重要事項説明書の交付及び説明を、利用申込者又はその家族の申出など一定の要件の下で電磁的方法によることも可能。</p>	<p>開所時間、職員の数、通常の事業の実施地域等、運営規程と記載内容が相違していないか。</p> <p>記載内容とサービスの実態が乖離していないか。</p> <p>利用者の同意欄、事業者側の説明者記入欄、説明及び同意年月日欄などの記載が漏れていないか。</p> <p>サービスの提供開始後に重要事項説明書の同意を得ていないか。</p>	□	□	介護支援基準第4条第1項	・重要事項説明書(利用申込者の同意があったことがわかるもの) ・内容及び手続の説明に対して利用申込者の理解を得られたことがわかるもの(例:利用申込者の署名文書) ・利用契約書
	<p>指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得ているか。</p> <p>●【解釈通知第2-3(2)】当該内容について利用者又はその家族に説明を行うに当たっては、併せて、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であることにつき説明を行うとともに、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うことや、それを理解したことについて利用申込者から署名を得ることが望ましい。＜令和6年度改正事項＞</p>	<p>【減算適用】 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、左記の事項について利用者に説明を行っていない場合には、運営基準減算有り。【報酬告示別表イ-注6】</p>	□	□	介護支援基準第4条第2項	
	<p>指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項について説明を行い、理解を得よう努めているか。〔「理解を得なければならない」を削除。＜令和6年度改正事項＞〕</p> <p>・前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合。 ・前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合。</p> <p>●【解釈通知第2-3(2)】当該説明において、前6月間とは、毎年度2回、前期(3月1日から8月末日)と後期(9月1日から2月末日)に当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とし、提供の開始の際に直近の期間の割合とする。また、計画に位置付けた同一の事業者の割合については、各サービスごとに上位3事業所までの割合とする。</p>	<p>○「訪問介護等」= 訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護</p>	□	□	介護支援基準第4条第3項	
	<p>指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めているか。</p>	<p>日頃から介護支援専門員の連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管することを依頼しておくことが望ましい。</p>	□	□	介護支援基準第4条第4項	

介護保険サービス等自主点検表(居宅介護支援) (令和7年5月21日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅲ-2 提供拒否の禁止	指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んでいないか。 ●【解釈通知第2-3(3)】利用申込に対してサービス提供を拒否できる正当な理由 ・当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ・通常の事業の実施地域外の利用者からの利用申込の場合 ・利用申込者が他の指定居宅介護支援事業者にも併せて指定居宅介護支援の依頼を行っていることが明らかな場合。	通常の事業の実施地域を広く設定しすぎている場合など、実施地域内にもかかわらず利用申込を断っていないか。 (例) 通常の事業の実施地域として「奈良市」と記載しているが、東部地域(田原、柳生、大柳生、東里、狭川、月ヶ瀬、都祁)の申込を断っている等。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第5条	
Ⅲ-3 サービス提供困難時の対応	指定居宅介護支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第6条	
Ⅲ-4* 受給資格の確認	指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。	事業所で保管している被保険者証の写しが古いものになっていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第7条	・介護保険番号、有効期限等を確認している記録等
Ⅲ-5 要介護認定の申請に係る援助	指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第8条第1項	
	指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第8条第2項	
	指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第8条第3項	
Ⅲ-6 身分を証する書類の携行	指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第9条	
Ⅲ-7(*) 利用料等の受領	指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じさせていないか。	領収証の控えなどは事務所で保管しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第10条第1項	
	指定居宅介護支援事業者は、通常の事業の実施地域外の利用者に対してサービスを提供する際の交通費の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第10条第3項	
Ⅲ-8 保険給付請求のための証明書の交付	指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第11条	
Ⅲ-9 指定居宅介護支援の基本取扱方針	指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第12条第1項	
	指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第12条第2項	

介護保険サービス等自主点検表(居宅介護支援) (令和7年5月21日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅲ-10* 指定居宅介護支援の 具体的な取扱い方針	指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第13条第1号	<ul style="list-style-type: none"> ・アセスメントの結果記録 ・サービス担当者会議の記録 ・居宅サービス計画 ・支援経過記録等 ・モニタリングの結果記録 ・個別サービス計画 ・身体的拘束等の記録(身体的拘束等がある場合)
	指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第13条第2号	
	指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。<令和6年度改正事項>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第13条第2の2号	
	身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。<令和6年度改正事項>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第13条第2の3号	
	<ul style="list-style-type: none"> ●【解釈通知第3-2(8)3】緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくこと。<令和6年度改正事項> 		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第13条第3号	
	<ul style="list-style-type: none"> ●【解釈通知第2-3(8)4】支給限度額のみを考慮して、特定の時期に偏って継続が困難な、また必要性に乏しい居宅サービスの利用を助長するようなことを行わないこと。 		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第13条第4号	
介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第13条第5号		
<ul style="list-style-type: none"> ●【解釈通知第2-3(8)6】利用者に選択を求めることなく、同一の事業主体のサービスのみによる居宅サービス計画原案を最初から提示するようなことを行っていないか。 		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しているか。	厚生労働省より、「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について(厚生労働省通知)」の中でアセスメントに必要な項目等が示されているので、参考とすること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第13条第6号		
介護支援専門員は、アセスメントに当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行っているか。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。	○「アセスメント」＝ 利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題の把握 【減算適用】 計画作成時及び変更時に、利用者の居宅に訪問して面接していない場合は、運営基準減算有り。[報酬告示別表イ-注6]	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第13条第7号		

介護保険サービス等自主点検表(居宅介護支援) (令和7年5月21日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、次に掲げる事項を記載した居宅サービス計画の原案を作成しているか。 ・利用者及びその家族の生活に対する意向 ・総合的な援助の方針 ・生活全般の解決すべき課題 ・提供されるサービスの目標及びその達成時期 ・サービスの種類、内容及び利用料 ・サービスを提供する上での留意事項等	厚生労働省より、「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について(厚生労働省通知)」の中で居宅サービス計画書の標準様式及び記入要領が示されているので、参考とすること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第13条第8号	
	介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共に、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。ただし、利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師等の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。 ●【解釈通知第2-3(8)10】 サービス担当者会議をテレビ電話装置等を活用して行う場合に、利用者又はその家族が参加する際は、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得ること。	サービス担当者会議の記録(やむを得ず開催できなかった場合は、各担当者に照会した内容の記録)を保管しているか、 ○「主治の医師等」= 主治の医師又は歯科医師 【減算適用】 計画作成時及び計画変更時にサービス担当者会議を開催していない場合は、運営基準減算有り。【報酬告示別表イ-注6】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第13条第9号	
	介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。 ●【解釈通知第2-3(8)11】 利用者又はその家族に対して説明及び同意を要する居宅サービス計画とは、いわゆる居宅サービス計画書の第1表から第3表、第6表及び第7表に相当するものすべてを指すものである。	【減算適用】 計画作成時及び変更時に、計画についての説明及び同意を得ていない場合は、運営基準減算有り。【報酬告示別表イ-注6】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第13条第10号	
	介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しているか。	【減算適用】 計画作成時及び変更時に、計画を利用者及び全担当者に交付していない場合は、運営基準減算有り。【報酬告示別表イ-注6】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第13条第11号	
	介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めているか。	最新の個別サービス計画の提供を受け、居宅サービス計画との整合性等を確認しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第13条第12号	
	介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握や継続的なアセスメントを行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第13条第13号	
	介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師に提供しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第13条第13号の2	

介護保険サービス等自主点検表(居宅介護支援) (令和7年5月21日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	<p>介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。</p> <p>●少なくとも1月に1回、利用者に面接すること。</p> <p>●利用者との面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。＜令和6年度改正事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。 ・サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。 <p>1. 利用者の心身の状況が安定していること。</p> <p>2. 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。</p> <p>3. 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。 <p>●【解釈通知第2-3(8)15】モニタリングを実施できない「特段の事情」とは、利用者の事情によるものであり、介護支援専門員の事情は含まれない。また、当該特段の事情がある場合には、その具体的な記録をしておくことが必要である。</p>	<p>○「モニタリング」＝居宅サービス計画の実施状況の把握</p> <p>【減算適用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月1回利用者の居宅を訪問してモニタリングしていない場合は、運営基準減算有り。 ・モニタリングの結果を1月以上記録していない場合は、運営基準減算有り。[報酬告示別表イ-注6] 	□	□	介護支援基準第13条第14号	
	<p>介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合 ・要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合 	<p>【減算適用】</p> <p>利用者の要介護認定更新時又は区分変更時に、サービス担当者会議を開催していない場合は、運営基準減算有り。[報酬告示別表イ-注6]</p>	□	□	介護支援基準第13条第15号	
	<p>居宅サービス計画の変更の際には、居宅サービス計画の作成と同様の基準を満たしているか。</p>		□	□	介護支援基準第13条第16号	
	<p>介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行っているか。</p>		□	□	介護支援基準第13条第17号	
	<p>介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行っているか。</p>		□	□	介護支援基準第13条第18号	
	<p>介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出ているか。</p> <p>●【厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護(厚生労働省告示)】厚生労働大臣が定める訪問介護(生活援助中心型に限る)の回数とは、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護1 1月につき27回 ・要介護2 1月につき34回 ・要介護3 1月につき43回 ・要介護4 1月につき38回 ・要介護5 1月につき31回 		□	□	介護支援基準第13条第18号の2	

介護保険サービス等自主点検表(居宅介護支援) (令和7年5月21日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係るサービス費の総額が居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市町村からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出ているか。	○「サービス費」＝居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第13条第18号の3	
	介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第13条第19号	
	利用者の同意を得て主治の医師等から意見を求めた場合には、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際に、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第13条第19号の2	
	介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第13条第20号	
	介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第13条第21号	
	介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第13条第22号	
	<p>●【<u>解釈通知第2-3(8)24</u>】対象福祉用具を居宅サービス計画に位置付ける場合には、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることや、それぞれのメリット及びデメリット等、必要な情報を提供しなければならない。なお、対象福祉用具の提案を行う際は、医師等からの意見聴取、退院・退所前カンファレンス又はサービス担当者会議等の結果を踏まえること。＜令和6年度改正事項＞</p> <p>また、要介護1の利用者の居宅サービス計画に指定福祉用具貸与を位置付ける場合には、当該利用者が「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(厚生労働省告示)」第31号イに該当することを、認定調査票の写しを入手して確認し、その内容が確認できる文書を指定福祉用具貸与事業者に送付しなければならない。</p> <p>その他の方法等により福祉用具の必要性を判断するためには、医師の意見書等が必要であるため、留意されたい。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

介護保険サービス等自主点検表(居宅介護支援) (令和7年5月21日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しているか。 ●【 <u>解釈通知第2-3(8)24</u> 】対象福祉用具を居宅サービス計画に位置付ける場合には、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることや、それぞれのメリット及びデメリット等、必要な情報を提供しなければならない。なお、対象福祉用具の提案を行う際は、医師等からの意見聴取、退院・退所前カンファレンス又はサービス担当者会議等の結果を踏まえること。<令和6年度改正事項>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第13条第23号	
	介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第13条第24号	
	介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第13条第25号	
	指定居宅介護支援事業者は、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第13条第26号	
	指定居宅介護支援事業者は、介護保険法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第13条第27号	
Ⅲ-11 法定代理受領サービスに係る報告	指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村(当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合は国民健康保険団体連合会)に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書(給付管理表)を提出しているか。 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村(当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合は国民健康保険団体連合会)に対して提出しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第14条第1項 介護支援基準第14条第2項	
Ⅲ-12 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付	指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第15条	
Ⅲ-13 利用者に関する市町村への通知	指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ・ 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたとき。 ・ 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第16条	

介護保険サービス等自主点検表(居宅介護支援) (令和7年5月21日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅲ-14 管理者の責務	指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第17条第1項	
	指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者に当該事業の運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第17条第2項	
Ⅲ-15* 運営規程	<p>指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)を定めているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的及び運営の方針 ・職員の職種、員数及び職務内容 ・営業日及び営業時間 ・指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額 ・通常の事業の実施地域 ・虐待の防止のための措置に関する事項・その他運営に関する重要事項 <p>●【解釈通知第2-3(13)1】従業者の員数については、基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載して差し支えない。(重要事項説明書に記載する場合も同様)</p> <p>●【解釈通知第2-3(13)2】指定居宅介護支援の提供方法及び内容については、利用者の相談を受ける場所、課題分析の手順等を記載するものとする。</p> <p>●【解釈通知第2-3(13)3】通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定できるものにする。なお、当該地域は利用申込の調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスを実施することを妨げるものではない。</p> <p>●【解釈通知第2-3(13)4】虐待の防止のための措置に関する事項には、虐待の防止に係る、組織内の体制(責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等)や虐待等が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。</p>	<p>通常の事業の実施地域外の交通費は、実施地域を越えた地点からとなっているか。又、当該料金の算出については1km毎が望ましい。</p> <p>通常の事業の実施地域として「奈良市」と記載しているが、東部地域(田原、柳生、大柳生、東里、狭川、月ヶ瀬、都祁)の申込を断っていることはないか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第18条	・運営規程
Ⅲ-16* 勤務体制の確保	指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めているか。	記載項目が漏れていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第19条第1項	・従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ・雇用の形態(常勤・非常勤)がわかるもの
	<p>●【解釈通知第2-3(14)1】指定居宅介護支援事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、介護支援専門員については次に掲げる事項を明確にすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日々の勤務時間 ・常勤、非常勤の別 ・管理者との兼務関係 <p>●【市要項第2章-5】勤務表を作成する上で、介護支援専門員が他の職種と兼務の場合は、職種ごとに明確に時間を分けて記載すること。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第19条第2項	
	指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させているか。ただし、介護支援専門員の補助の業務についてはこの限りでない。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

介護保険サービス等自主点検表(居宅介護支援) (令和7年5月21日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	<p>指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p> <p>●【市条例第7条】歯と口腔の健康づくりの推進に関する従業者の知識及び理解を深めるとともに、利用者の歯と口腔の健康づくりに努めること。</p>	<p>研修の受講記録は残しているか、受講していない他の介護支援専門員にも、研修内容を閲覧等で周知することが望ましい。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第19条第3項	・研修の計画及び実績がわかるもの
	<p>指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p> <p>●【解釈通知第2-3(14)4イ】事業主が講ずべき措置の具体的な内容としては、以下のとおり。 ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発（職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。） ・相談、苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備（相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。）</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第19条第4項	・職場におけるハラスメントによる就業環境悪化防止のための方針
III-17* 業務継続計画の策定等	<p>指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>●【解釈通知第2-3(15)2】業務継続計画には、以下の内容を記載すること。 ・感染症に係る業務継続計画 1 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） 2 初動対応 3 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） ・災害に係る業務継続計画 1 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） 2 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） 3 他施設及び地域との連携</p>	<p>【減算適用】 業務継続計画を策定し、必要な措置を講じていない場合は、業務継続計画未策定減算有り。（令和7年度から適用。）「報酬告示別表イ-注4」</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第19条の2第1項	・業務継続計画 ・研修の計画及び実績がわかるもの ・訓練の計画及び実績がわかるもの
	<p>指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。</p> <p>●【解釈通知第2-3(15)3】業務継続計画に係る従業者に対する研修については、定期的な研修は年に1回以上実施し、新規採用時にも研修を行うことが望ましい。また、研修の内容についても記録しておくことが必要である。 ●【解釈通知第2-3(15)4】業務継続計画に係る訓練においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を年1回以上定期的実施するものとする。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第19条の2第2項	

介護保険サービス等自主点検表(居宅介護支援) (令和7年5月21日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第19条の2第3項	
Ⅲ-18 設備及び備品等	指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。 ●【解釈通知第2-3(16)】次の点に留意すること。 ・指定居宅介護支援事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定訪問介護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。 ・専用の事務室又は区画については、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保することとし、相談のためのスペース等は利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造とすること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第20条	
Ⅲ-19 従業者の健康管理	指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第21条	

介護保険サービス等自主点検表(居宅介護支援) (令和7年5月21日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅲ-20*	<p>感染症の予防及びまん延の防止のための措置</p> <p>指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。 ・当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ・当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。 <p>●【解釈通知第2-3(17)イ】感染対策委員会の構成メンバーは、感染対策の知識を有する者を含む幅広い職種により構成することが望ましい。特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。また、専任の感染対策を担当する者を決めておくことが必要である。担当者については、同一事業所内又は他の事業所等で複数担当を兼務することも差し支えないが、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。＜令和6年度改正事項＞なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。</p> <p>●【解釈通知第2-3(17)ロ】感染症の予防及びまん延防止のための指針には、次のことを規定すること。なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き(厚生労働省)」を参照されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平常時の対策(事業所内の衛生管理、ケアに係る感染対策等) ・発生時の対応(発生状況の把握、感染拡大の防止、関係機関との連携等) <p>●【解釈通知第2-3(17)ハ】感染症の予防及びまん延防止のため従業者に対する研修については、定期的な研修は年に1回以上実施し、新規採用時にも研修を行うことが望ましい。また、研修の内容についても記録しておくことが必要である。</p> <p>●【解釈通知第2-3(17)ニ】感染症の予防及びまん延の防止のための訓練については、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとし、年に1回以上定期的に実施するものとする。</p>		□	□	介護支援基準第21条の2	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催状況、結果がわかるもの ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針 ・感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施状況、結果がわかるもの
Ⅲ-21(*) 揭示	<p>指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しているか。</p> <p>●【介護支援基準第22条第2項】指定居宅介護支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、揭示に代えることができる。</p>	<p>揭示している場所は、利用申込者が容易に確認できる場所であるか。</p>	□	□	介護支援基準第22条第1項	
	<p>指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しているか。＜令和6年度改正事項＞</p> <p>●【解釈通知第2-3(18)】ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。＜令和6年度改正事項＞</p>	<p>※令和6年度改正事項については、令和7年度から適用。</p>	□	□	介護支援基準第22条第3項	

介護保険サービス等自主点検表(居宅介護支援) (令和7年5月21日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅲ-22* 秘密保持	指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいないか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第23条第1項	・個人情報の使用に関する同意書 ・従業員の秘密保持誓約書
	指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じているか。	退職後も守秘義務が存続する旨、就業規則、雇用契約書又は労働条件通知書等への記載や誓約書を徹するなどの措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第23条第2項	
	指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	利用者又は家族のどちらかにしか同意を得ていないケースや、家族ではなく利用者の代理人として同意を得ているケースは無いかな。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第23条第3項	
Ⅲ-23* 広告	指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合には、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第24条	・パンフレット/チラシ ・web広告
Ⅲ-24 居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等	指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第25条第1項	
	指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第25条第2項	
	指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることへの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受していないか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第25条第3項	
Ⅲ-25* 苦情処理	指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しているか。	苦情解決の体制を整備するにあたっては、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針(厚生労働省通知)」を参考とすること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第26条第1項	・苦情の受付簿 ・苦情者への対応記録
	指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又はその家族からの苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しているか。	苦情がない場合であっても、受付用紙は作成しておくことが望ましい。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第26条第2項	
	指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第26条第3項	
	指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、市町村から受けた指導又は助言の改善の内容を市町村に報告しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第26条第4項	
	指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第26条第5項	

介護保険サービス等自主点検表(居宅介護支援) (令和7年5月21日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第26条第6項	
	指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、国民健康保険団体連合会から受けた指導又は助言の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第26条第7項	
Ⅲ-26* 事故発生時の対応	指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 ●【解釈通知第2-3(22)】事故に対する対応としては、次に掲げる事項留意すること。 ・利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定居宅介護支援事業者が定めておくことが望ましい。 ・指定居宅介護支援事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。 ・指定居宅介護支援事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。	奈良市への報告等は、奈良市の「介護保険事業者事故報告取扱要領」に沿って行わなければならないが、報告が漏れていないか。 事故報告は介護福祉課に提出すること。 介護事故には至らなかったが、介護事故が発生しそうになった場合(ヒヤリハット事例)について記録しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第27条第1項	・市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等への連絡状況がわかるもの ・事故に際して採った処置の記録 ・損害賠償の実施状況がわかるもの
	指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	事故がない場合であっても、記録用紙は作成しておくことが望ましい。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第27条第2項	
	指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第27条第3項	

介護保険サービス等自主点検表(居宅介護支援) (令和7年5月21日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅲ-27* 虐待の防止	<p>指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。 ・当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 ・当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ・虐待の発生又はその再発を防止するため措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 <p>●【解釈通知第2-3(23)1】虐待防止検討委員会の構成メンバーは、管理者を含む幅広い職種で構成するとともに、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えない。</p> <p>●【解釈通知第2-3(23)2】虐待の防止のための指針には、次のような項目を盛り込むこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ・虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ・虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ・虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ・虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ・成年後見制度の利用支援に関する事項 ・虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ・利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ・その他虐待の防止の推進のために必要な事項 <p>●【解釈通知第2-3(23)3】虐待の防止のための従業者に対する研修については、定期的な研修は年に1回以上実施し、新規採用時にも必ず研修を実施することが重要である。また、研修の内容についても記録しておくことが必要である。</p> <p>●【解釈通知第2-3(23)4】虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者については、同一事業所内又は他の事業所等で複数担当を兼務することも差し支えないが、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。＜令和6年度改正事項＞</p>	<p>虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報しているか。</p> <p>【減算適用】 虐待の防止に係る措置を実施していない場合には、高齢者虐待防止措置未実施減算有り。[報酬告示別表イ-注3]</p>			介護支援基準第27条の2	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催状況及び結果がわかるもの ・虐待の防止のための指針 ・虐待の防止のための研修の計画及び実績がわかるもの ・担当者を置いていることがわかるもの
Ⅲ-28(*) 会計の区分	<p>指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。</p>				介護支援基準第28条	

介護保険サービス等自主点検表(居宅介護支援) (令和7年5月21日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅲ-29(*) 記録の整備	指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第29条第1項	
	指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ モニタリングに係る指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録 ・ 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳 1居宅サービス計画 2アセスメントの結果の記録 3サービス担当者会議等の記録 4モニタリングの結果の記録 ・ やむを得ず実施した身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録<令和6年度改正事項> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護支援基準第10条に規定する市町村への通知に係る記録 ・ 提供した指定居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又はその家族からの苦情の内容等の記録 ・ 指定居宅介護支援の提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 	運営規程や重要事項説明書等で、保存年限の記載が市条例に定める保存年限（5年間）より短くなっていないか。 居宅介護支援台帳は、個々の利用者ごとに当該必要書類をファイリングしたもので差し支えない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援基準第29条第2項 市条例第9条	